

第2次かすみがうら市行政改革大綱



平成22年3月

目次

．はじめに	1
．背景	2
（１）これまでの行政改革への取組	2
（２）社会経済情勢の変化	2
（３）さらなる行政改革の必要性	2
．取組方針	4
（１）理念	4
（２）推進期間	4
（３）推進方法	4
（４）推進体制	5
．基本方針	6
【A．効率性重視の視点】	6
1．事務事業の見直し	6
2．受益者負担のあり方を見直し	6
3．歳入の確保	7
4．公共施設の有効利用・運営合理化	7
5．民間委託等の推進	7
6．定員管理・給与の適正化	7
【B．市民協働の視点】	8
7．市民と行政の協働によるまちづくり	8
【C．市民サービス重視の視点】	8
8．市民サービスの充実	8
9．公正の確保と透明性の向上	8
10．人材育成の推進	8
11．水道・下水道事業の経営健全化	8
12．時代に対応した行政運営	9
資料1 行政改革懇談会提言	10
資料2 行政改革懇談会委員	12

．はじめに

近年まで、わが国は、右肩上がりの経済成長を前提とした中央集権型の行政システムで政策を展開し、それにより、全国が画一的に統一性をもって発展してきました。しかしながら、国家としての基盤が成熟し、非成長型の社会へと変遷したことで、かつてのような税収の増加を見込めなくなっただけでなく、長期化する景気低迷の中で、一定の税収を確保することも困難な時代へと向かっています。

こうしたことから、全国的に行政運営のあり方が見直され、地方分権型の行政システムへの移行が進み、さまざまな役割が地方自治体に求められています。

かすみがうら市においても、このような状況を踏まえ、さらなる行政改革と、地域の独自性を活かしたまちづくりを進めるため、第2次行政改革大綱を策定しました。

・背景

(1) これまでの行政改革への取組

平成18年3月に、第1次かすみがうら市行政改革大綱を策定し、その推進計画(集中改革プラン)の中では、当初39の推進項目を掲げ、その後12の推進項目を追加し、全51項目の取組を進めてきました。

(2) 社会経済情勢の変化

長引く景気の低迷と、人口減少・少子高齢化が一層進行していく中で、税収への影響とあわせ、社会保障費の増加などにより、国と地方の財政は厳しい状況にあります。

本市では、平成17年3月に、霞ヶ浦町と千代田町が合併し、これに伴う各種の支援措置を活用して、各地区・地域の均衡ある発展に向けた施設や基盤の整備、住民福祉向上に向けた広範な行政サービスの提供を行ってきました。

合併から5年を経過し、今後は、地方分権改革による、権限・税財源の移譲に対応し、組織体制の整備を進め、自らの権限と責任において透明性の高い、行政運営が求められています。

(3) さらなる行政改革の必要性

こうした状況の中で、限りある財源を有効に活用するためには、さまざまな施策を見直して優先度を設けた事業の実施、あるいは、効率的な組織機構の構築や民間能力の活用による人件費の縮減、公共施設についてはサービス内容の代替を想定した統廃合を含む管理形態の見直しをするなどして、経常経費の圧縮を図るとともに、景気が低迷し税収の減少が見込まれる中で、

収入の維持や向上を図る施策も必要となります。

また、多様化する市民ニーズ、変化を続ける社会情勢に対する柔軟な対応が求められており、それを効果的に実現するためには、行政の役割を明確化したうえでの協働のまちづくりも必要とされています。

これらのことから、今後も、従来の『行政運営』から脱却した『行政経営』の視点で、さらなる行政改革を行うことが求められています。

．取組方針

(1) 理念

厳しい財政状況の中で健全な財政状況を保ち、かつ、市民本位の行政運営を持続向上していくため、行政経営の発想で柔軟かつ多様な手段を積極的に取り入れ、「身の丈にあう自立した財政構造への転換」と「最大限のサービス効果の創出」を目指します。

(2) 推進期間

本行政改革大綱の推進期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

(3) 推進方法

行政改革大綱に基づき、具体的な取り組みを実施するため、引き続き「推進計画（集中改革プラン）」を策定します。この策定に当たっては、市民に分かりやすい数値目標や指標の設定に努めます。

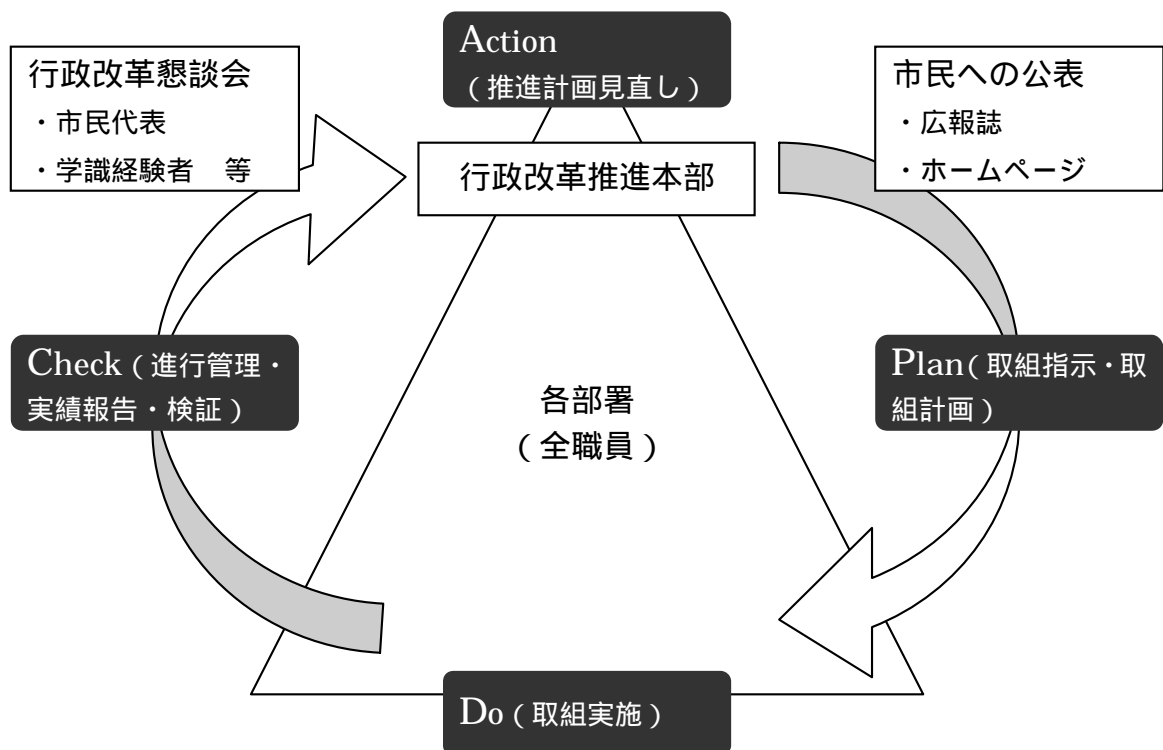
また、「推進計画（集中改革プラン）」については、毎年度の推進状況や、社会経済情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行うものとしします。

(4) 推進体制

市長を本部長とする「かすみがうら市行政改革推進本部」を中心として、全庁的に取り組みます。

毎年度の推進状況については、「かすみがうら市行政改革懇談会」に報告し、意見・提言等をいただくとともに、市の広報誌、ホームページ等により市民に公表します。

行政改革大綱に基づく改革の着実な実行に向けて、計画（Plan）、実行（Do）、検証（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルにより、継続的に取り組みます。



．基本方針

これまでの行政改革大綱における推進内容を継承するとともに、その内容をより明確にするため、以下の視点を中心に改革への取組を加速させます。

A．効率性重視の視点

効率的な行政運営を行うことを重視して進めます。

B．市民協働の視点

市民が主体的に参画できる協働型のまちづくりを目指します。

C．市民サービス重視の視点

多様化する市民ニーズへの対応を重視して進めます。

【A．効率性重視の視点】

1．事務事業の見直し

- ・自立した財政運営を行うため、中長期的な財政計画に基づき、経常経費の抑制を図るとともに、行政評価により事務事業の選択と集中も視野に入れた再編・整理を進め、重点配分と政策目標の実現に向けた予算編成に努めます。
- ・各種補助金については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について、補助金等審議会において検証し、市民等に対する説明責任を果たしながら整理合理化に努めます。

2．受益者負担のあり方の見直し

- ・各種使用料・手数料等について、利用する方としない方との負担公平の観点から、受益者負担の適正化を図ります。

3. 歳入の確保

- ・未利用財産については、売払い等の利用方針を策定し、有効利用を図ります。
- ・広告料収入については、各種媒体の範囲拡大に努め、新たな自主財源の確保を図ります。
- ・さらなる収納体制の強化を図り、市税等の収納率向上に努めます。

4. 公共施設の有効利用・運営合理化

- ・公共施設について、適正で効率的な維持管理を図るとともに、効果的な利活用や統廃合等も含めて総合的に有効な手段を見出し、施設のあり方を見直します。

5. 民間委託等の推進

- ・市が直接行っている管理や事務等において、民間能力の活用との比較検討を行い、必要性や費用対効果等を検証しながら、有効性の認められるものは民間委託等を推進し、既に民間委託しているものについても、その内容の見直しを行い、より効果的な手法の導入に努めます。

6. 定員管理・給与の適正化

- ・組織の簡素化・フラット化等により事務処理や意思決定の迅速化を図るなど、効率的な組織体制の構築と適正な人員配置に努めます。
- ・能力や実績を給与、さらには、昇給・昇格へ反映することにより、給与の適正化、職員の士気高揚に努めます。

【B．市民協働の視点】

7．市民と行政の協働によるまちづくり

- ・市民の行政参画への意識向上や、市民活動団体の育成支援を図り、市民と連携した協働事業の拡充に努めます。

【C．市民サービス重視の視点】

8．市民サービスの充実

- ・各部門における事務改善・業務効率化を積極的に進め、市民ニーズを踏まえた利便性の高い行政サービスの提供に努めます。

9．公正の確保と透明性の向上

- ・公正・透明性のある行政運営を推進し、関係情報の公表とあわせ、入札・契約の方法の改善など適正化に取り組みます。

10．人材育成の推進

- ・職員研修や人事評価制度の充実・活用、ジョブローテーションなどにより、職員の資質を高め、市民サービスの向上を図ります。

11．水道・下水道事業の経営健全化

- ・経営基盤の強化等に積極的に取り組むとともに、計画性・透明性の高い企業経営等の推進に努め、経営健全化を図ります。

12. 時代に対応した行政運営

- ・複雑多様化する社会情勢に対応した行政運営を図ります。

用語の解説

社会保障費

医療、年金、福祉その他に係る費用のことで、一般には、社会保障制度を通じて 1 年間に国民に給付される金銭またはサービスの合計額である社会保障給付費と、国の一般会計予算における社会保障関係費のことを指します。

ジョブローテーション

職員に、様々な職場を経験させることによって、基本的な資質の育成や能力開発を行うとともに、本人の適性を見出し、能力や適性に応じた人材の活用を推進することです。

資料 1 行政改革懇談会提言

平成 22 年 2 月 19 日

かすみがうら市長 坪井 透 様

かすみがうら市行政改革懇談会
会 長 林 寛 一

かすみがうら市の行政改革の推進について（提言）

本懇談会においては、第 2 次かすみがうら市行政改革大綱及び行政改革実施計画（集中改革プラン）の策定にあたり、行政改革の推進に向けた協議を行いました。

合併から 5 年が経過し、少子高齢化や景気低迷などの社会情勢からも、今後も市の財政はさらに厳しい状況になり、また一方では、地方分権の推進により、地方自治体として求められる役割はさらに大きくなっていくことが予想されます。

こうした現状の中で、今後も安定した行政サービスの提供を行うためにも、自立した積極的な行政改革・行政運営に取り組まれるよう要望し、下記のとおり提言します。

記

職員が一丸となって改革を実施するためには、全体の方向性を明確にすることが必要であると考えられるため、市として向かうべき将来のビジョンを明確化し、その実現に向けて熱意を持って取り組まれない。

わかりやすい指標を示すことが市民理解に繋がり、また、計画を遅滞なく進めるためにも目標の設定は必要であることから、財政計画を伴う、より具体的な数値目標をもって取り組まれない。

これまでの取組や目標達成の結果で十分だと考えるのではなく、厳しい市の財政状況と分権化に伴う事務量の増加に対し、改めて現状を検証し、さらなる改革に取り組まれない。

計画実施にあたっては、その進捗において先送りのないように、庁内体制を強化して、P D C Aサイクルのどこに問題があるのかを検証し着実に取り組まれない。

事務事業の見直しにあたっては、事業仕分けの手法をさらに検証して市民目線に立って取り組まれない。

本懇談会での提言内容の反映手法について、より効果的な仕組みを検討されたい。

資料2 行政改革懇談会委員

(敬称略、順不動)

氏名	役職等	備考
林 寛一	常磐大学コミュニティ振興学部教授	会長
小寺 仁	学識経験者	副会長
鈴木 良道	市議会総務常任委員会委員長	
古川 誠一	市議会総務常任委員会副委員長	
安田 秀徳	かすみがうら市区長会会長	
山本 利男	かすみがうら市区長会副会長	
菅原 英一	学識経験者	
飯沼 正勝	学識経験者	
古渡 善平	学識経験者	
鈴木 和江	学識経験者	

任期 / 平成22年1月12日～平成24年1月11日

第2次かすみがうら市行政改革大綱

平成22年3月作成

かすみがうら市行政改革推進本部

事務局 総務部総務課行政改革推進室

〒315-8512 茨城県かすみがうら市上土田461

TEL 0299-59-2111

FAX 0299-59-2130

ホームページ <http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp/>